平成２９年（フ）第２５６号
茨城県つくば市高崎1861番地４
債務者　佐藤千枝子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第４７号
茨城県土浦市木田余東台４丁目13番28号　セジュール東台Ａ101
債務者　森田　　修
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
千葉県茂原市法目2825番地３
債務者　森木　明良
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
新潟市中央区女池神明１丁目３－３　介護老人保健施設　女池南風苑、住民票上の住所新潟市中央区鳥屋野３丁目９番３号　ベロウ蔵101号
債務者　倉田　禮子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２６号
富山県砺波市千代31番地２　エクセトールＫ102
債務者　髙橋　善行
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２７号
長野県千曲市大字屋代103番地５
債務者　山﨑　えみ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１４９号
岐阜市五坪２丁目１番１－21号　（ファミーユ田神）
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５７号
静岡県富士市岩本581番地　県営住宅Ｅ－501号
債務者　深津　桂久
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第５８号
静岡県富士市岩本581番地　県営住宅Ｅ－501号
債務者　深津美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９号
東京都江戸川区清新町１丁目１番19－201号
債務者　甲斐谷豊子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２０６７号
名古屋市西区城西４丁目28番17号
債務者　正村　淳子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８２号
三重県鈴鹿市高岡町2665番地の１　レオパレス高岡レジデンス107号、前住所大阪府東大阪市大蓮北１丁目７番２号
債務者　小林　友宏
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７４号
滋賀県守山市吉身６丁目４番８－105号、前住所滋賀県守山市守山６丁目16番２－401号
債務者　鳩山　昌善
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７７号
滋賀県高島市安曇川町末広１丁目24番地ファミリエアド102号
債務者　カトちんこと　前神　志保(旧姓加藤)
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８５号
大津市本堅田６丁目26番10－202号
債務者　大西　　満
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８６号
大津市本堅田６丁目26番10－202号
債務者　大西久美子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所民事部